

【事案 22-86】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員(募集人)が、高齢者(亡父)に対し円建てであると偽ってドル建ての一時払年金保険に加入させたとして、契約を無効とし、既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

亡父(申立人は相続人)は、平成 19 年 1 月、銀行員(募集人)を通じて一時払個人年金保険の契約を締結した際、高齢で為替のことは分からないので「円建て」の商品を希望していると伝え、募集人も承知していたにもかかわらず、同 21 年 11 月になって、「ドル建て」の年金に加入させられていたことが判った。

ドル建て商品であれば当然説明を受けるはずの通貨の種類や当日の換算相場について何も聞いておらず、募集人は、円建てであると偽ってドル建ての保険契約を締結させた。保険募集時の商品にかかる重要事項の説明不足により損害が発生したので、賠償責任として、既払込保険料(円建て)を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、契約時の募集行為に問題はなく、契約は有効に成立したものであり、損害賠償責任はなく、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 契約者および申立人からの、「運用商品を提案してほしい」との申し出に対する提案過程において、「相続税に関する生命保険の非課税枠を活用したい」との申し出があり、当初、円建て商品を希望されていたが、契約者の年齢から据置期間の点で円建ての保険商品は全て対象外であった。その結果、銀行で取り扱っていた保険商品の中で唯一加入可能であった本商品の外貨建てでの加入を、事情を告げたくて提案しドル建てで契約することとなった。
- (2) 募集人は契約手続きにあたり、行内ルールに基づき日を改めて再度の加入意思確認を行いたい旨を申し出たが、契約者および申立人より、「為替もあるので本日中に手続きしたい」との強い要望があったため、同日、契約申込書の記入に至った。
- (3) 申立人は、円建ての契約と認識していたとしているが、申込書記載にあたり一定の注意を払えば、外貨(ドル)建ての契約であることは容易に認識できたはずである。また、契約成立後、据置期間満了までの間に当社より送付される書類等によっても、米ドル建ての契約であることを知り得たはずである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、詐欺(民法 96 条 1 項)による契約の取消を主張するものと理解し、申立人および保険会社から提出された書類および事情聴取の内容に基づき審理した。

審理の結果、下記のとおり、募集人がドル建てを円建てと偽って、契約者を欺もうとした事実を認定することはできず、詐欺による取消の主張は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関業務規程 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにし

て、裁定手続きを終了した。

- (1) 契約当時、契約者は 80 歳代半ばと高齢だが、当時においても不動産業を営むなど、保険契約をするに必要な判断能力が欠けているとは言えない。また、本件契約の勧誘はまず、娘である申立人が申立人の自宅で受け、その後契約者である父親の自宅で、申立人立ち会いのりとなされている。
- (2) 申込書裏面には、本件契約の内容として「据置期間」「年金種類、年金支払期間」等の記載欄があり、それぞれ契約者自ら○を付し、かつ、一時払保険料の欄が、外貨の欄と円の欄に分かれており、この内、外貨の欄に金額を記載し、かつ米ドルの欄に○が付されている。そして、この欄の記入者は契約者であることは申立人も認めている。
- (3) 申立人の主張では、5、000 万円の円建ての契約をする予定であったとしているが、もしこれが事実であれば、これと異なる数字を記入させたことに疑問を抱くはずである。
- (4) 申立人は申込書の代理記載の許可を相手方会社から得ており、実際に署名と前記契約内容欄以外の住所等は申立人が記入したことを認めており、当然に申立人が申込書の点検をし、上記記載は認識したはずである。
- (5) 仮に、募集人において契約者を欺もうしようとしても、申立人が同席し、申込書をいつでもチェックできる状態で、契約者にドル建ての記載をさせることは、直ちに欺もう行為が発覚するものであって、通常なしえるものではない。

【参考】 民法 96 条（詐欺又は強迫）

- ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。